

第10回新東北みやげコンテスト よくあるお問い合わせ

I. 申込方法等について

Q1：1社から複数の商品を応募することは可能ですか？

A1：可能です。その場合は商品ごとに応募ください。

Q2：応募時点で完成していない商品の応募は可能ですか？

A2：可能です。応募時点で想定している商品仕様により応募ください。

Q3：個人事業主ですが「中小企業等」に該当しますか？

A3：該当します。事業を行っている個人や団体等であれば応募可能です。

Q4：みなし大企業とはどのような企業ですか？

A4：次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなします(みなし大企業)。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

(4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者等

(5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

Q5：応募に必要な写真はどのように撮影すれば良いですか？

A5：外装(パッケージ単体の写真)および中身(利用シーンが想起される写真)の2種類をご準備ください。

※食品については上記に加え、食品表示が分かる写真をご準備ください。

Q6：FAXや郵送、メールで応募は可能ですか？

A6：応募はウェブサイト上のエントリーフォームまたは指定のメールアドレスに指定申込書様式(Word版)添付のうえで承りますので、それ以外につきましては不可能となっております。

II. 1次審査及び2次審査について

Q7：1次審査結果はどのように通知されますか？

A7：一次審査通過者に9月下旬メールにてお知らせします。落選者には通知致しません。

Q8：1次審査で落選した場合、落選理由を教えてください。可能ですか？

A8：落選理由については一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

Q9：2次審査の展示会については、会場での参加は必須となりますか？

A9：会場での参加は必須となります。

Q10：2次審査の展示会において、来場者との商談は可能ですか。

A10：来場者との商談は可能です。事務局でもバイヤー等に広報を行いますので積極的にご商談ください。

Q11：2次審査の展示会において、商品の販売は可能ですか。

A11：バイヤー向けの展示会となりますので商品の販売は原則不可となりますが、バイヤー向けの有償サンプル提供は可能です。

Ⅲ. コンテスト受賞後について

Q12：受賞特典の販売会はどのような場所で開催されますか？

A12：過去には仙台駅改札前・東京駅構内・台湾百貨店などの場所での出店実績がございますが、今回については現時点で調整中となっております。